

第Ⅱ章 主な対策のまとめ

①対策本部

初動時の態勢

- 健康部における警戒態勢【健康政策課】

- ・厚生労働省及び都福祉保健局からの武漢市における非定形型肺炎の集団発生に係る注意喚起の事務連絡等を受けて、健康部において新型コロナウイルスに関する情報収集及び発信、危機管理体制など対策準備を開始

時期	内容
2年 1/10～	・厚生労働省及び都福祉保健局からの武漢市における非定形型肺炎の集団発生に係る注意喚起の事務連絡等を受けて、健康部において情報収集を開始
2年 1/14～	・武漢市滞在歴のある国内初の肺炎患者の報告を受領 ・感染症の危機管理体制として、「新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく「健康部新型インフルエンザ等対策本部」の設置を検討

- 部長会【保健予防課】

- ・2年1月29日、連日のマスコミ報道を受け、新型コロナウイルスに対し過剰な心配をせず、正しい情報を把握し共有するため、臨時部長会を開催

新型コロナウイルスへの対応	
WHO	・国際的な公衆衛生上の緊急事態宣言を見送ったが、1月26日に世界的危険性を中程度から高リスクに変更
国	・適切な医療を公費により提供する体制整備のため、1月26日政令により新型コロナウイルスを指定感染症に指定
区	・現状では過剰な心配をせず、正しい情報を把握し共有することが重要 ・区職員に対し、感染症に関する最新情報とともに咳エチケット、手洗いの励行、執務中のマスク着用について情報発信するとともに、医療機関・区民等からの問合せ及び窓口での適切な対応を指示

● 健康部新型コロナウイルス関連肺炎対策本部の設置【健康政策課】

- ・ 2 年 1 月 29 日、健康部臨時経営会議にて、感染症の危機管理体制として、「新宿区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく「健康部新型インフルエンザ等対策本部」に準じ、「健康部新型コロナウイルス関連肺炎対策本部」を設置（2 月 3 日臨時部長会後、「健康部新型コロナウイルス感染症対策本部」に名称変更）

対策本部の体制等	
設置期間	・ 2 年 1/29～5 年 5/2（第 694 回会議開催をもって対策本部を解散）
体制	・ 総務班、衛生班、輸送班、感染症対応班、相談対応班、疫学調査班、検査班、応援班等で構成し、健康部内で役割を分担 （応援班は 2 年度まで、3 年度から検査班、療養支援班、ワクチン接種班が追加）
所掌	・ 対応業務の洗出しと各班への役割分担 ・ 国、都及び区内における最新情報の集約と共有化 ・ 区民等へ発信すべき情報の確認 ・ 庁内連携体制の構築及び部内の通常業務の縮小方針の調整 等
会議	・ 対策本部内における情報共有及び課題検討等を目的に毎週 1 回開催する連絡会議は、著しい感染状況の変化及び整理すべき膨大な情報量のため、毎朝の開催に変更（2 年度以降は、毎朝の開催のほか、臨時開催、メールによる情報共有など開催方法を拡大）

健康部新型コロナウイルス感染症対策本部			
本部長:健康部長(保健所長) 副本部長:健康部副部長			
班	主な事務分掌	所属(参考)	
総務班 班長:健康政策課長			
副 班 長	健康政策課 健康企画係長	1 本部の運営、区対策本部・ 区政情報課(広報・マスコミ)との連絡調整	健康政策課健康企画係
		2 議会調整(ポスティング、委員会等報告)	
		3 活動状況の把握、対応人員の確保	
		4 記録作成・整理	
		5 車両(庁有車)の手配、物資の調達	
	健康政策課・保健予防課	6 ホームページ更新(日々感染者数等)	
	健康政策課 健康企画係長	7 予算管理(各担当分を除く)	
		8 統計管理(各担当分を除く)	
		9 PCR検査推進支援金支給事務	
	健康政策課 公害保健係長	10 その他緊急対応	健康政策課公害保健係
	地域医療・歯科保健担当副参事	11 検査スポット等従事者慰労品交付事務	健康政策課(総務課兼務) 検査センター担当
	地域医療・歯科保健担当副参事	1 物品の在庫管理	健康政策課地域医療係
	健康づくり課長・健康長寿担当副 参事	1 庁内広報	健康づくり課健康づくり推進係 健診係
2 区民等への広報			
3 配布用リーフレット等の作成			
高齢者医療担当課長	1 見舞金支給業務	健康政策課健康企画係	
地域医療・歯科保健担当副参事	1 後方支援病床確保事業	保健予防課	
医療保険年金課長・高齢者医療 担当課長	1 保険料減免業務(新型コロナにより収入が減少し たことによる)	医療保険年金課 高齢者医療担当課	
医療保険年金課長・高齢者医療 担当課長	1 傷病手当金関連業務	医療保険年金課 高齢者医療担当課	
衛生班 班長:衛生課長			
副 班 長	衛生課 食品保健係長	1 情報提供及び指導等(食品関係)	衛生課食品保健係、食品監視第一・二係
	衛生課 医薬衛生係長	2 情報提供及び指導等(医療機関)	衛生課医薬衛生係
	衛生課 環境衛生係長	3 情報提供及び指導等(旅館・ホテル・民泊)	衛生課環境衛生係
輸送班 班長:医療保険年金課長			
副 班 長	高齢者医療担当課長・衛生課長	1 物資等の輸送・配布	医療保険年金課 高齢者医療担当課 衛生課
		2 配布用リーフレット等の印刷・配布	

感染症対応班		班長:保健予防課長	
副班長	予防係長	1 情報収集(国・都・医療機関等)	保健予防課予防係
		2 対策の企画・立案	
		3 派遣等外部人員の契約・調整・管理	
		4 庁内および部内応援職員の依頼・調整・管理	
		5 新規事業の予算措置および国・都補助金申請	
		6 発生届処理(附番・管理・他自治体転送)	
		7 患者データ入力(HER-SYSおよび都感染者情報システム)	
		8 疫学調査支援(調査結果HER-SYS入力、区患者情報データベース入力)	
		9 SMS送信・管理	
		10 入院医療費公費負担	
		11 民間救急車・搬送車両手配	
		12 就業制限解除等通知対応	
		13 検体試料の収集搬送	
	医療指導主査	14 ひまわり・東京都発熱相談センター連絡通報順位調整	
相談対応班		班長:健康長寿担当副参事	
副班長	保健相談係長	1 区民・在勤者等からの相談対応	保健予防課保健相談係保健センター
		2 発熱等電話相談センター・新型コロナウイルス電話相談センターの運営	
		3 自宅療養者の健康観察、往診・オンライン診療手配	
		4 SMS送信対象者からの相談対応	
		5 都入院調整本部および宿泊療養施設との連絡調整	
		6 派遣等外部人員の研修・指導	
		7 積極的疫学調査不応者への訪問	
	医療指導主査	8 区内医療機関からの相談対応	
		9 区内入院調整及び救急搬送調整	
	医療保険年金課長	1 パルスオキシメーターの配置(自宅療養者)	保健予防課医療保険年金課
健康政策課長	1 電話相談センター相談員(個人委任)の配置調整	健康政策課健康企画係	
地域医療・歯科保健担当副参事	1 夜間医療相談事業	健康政策課地域医療係	
	2 自宅療養者の訪問看護師による健康観察		

第Ⅱ章 主な対策のまとめ ①対策本部

疫学調査班		班長:保健予防課長	
副 班 長	保健相談係長	1 積極的疫学調査(症例調査)	保健予防課保健相談係 保健センター
		2 調査結果のHER-SYS入力および区患者情報データベース(access)入力	
		3 初期スクリーニング集団検査	保健予防課保健相談係
		4 クラスタ発生施設調査、感染対策指導、往診調整、都連絡調整	
		5 教育委員会・子ども家庭部・福祉部との連絡調整	
		6 統計管理(感染症対応・疫学調査)、感染動向説明資料作成	
検査班		班長:地域医療・歯科保健担当副参事	
副 班 長	健康政策課長	1 新型コロナウイルス検査推進事業	健康政策課健康企画係
	保健相談係長・地域医療係長	1 PCR検査センター運營業務	保健予防課 健康政策課地域医療係
		2 PCR検査センター従事者に係る事務処理	
		3 PCR検査センター従事者に係る庁外調整	
		4 (旧都設置)第二PCR検査センターとの連絡調整	
5 統計管理			
療養支援班		班長:地域医療・歯科保健担当副参事	
副 班 長	地域医療係長	1 入院待機施設(医療支援施設)に関すること	保健予防課 健康政策課地域医療係
		2 酸素ポンベの配置	
		3 新宿区COVID-19保健医療連携の会	健康政策課地域医療係
		4 新宿区新型コロナウイルス対策医療介護福祉ネットワーク	
ワクチン接種班		班長:新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	
副 班 長	新型コロナウイルスワクチン接種調整担当副参事	1 新型コロナウイルスワクチン接種に関すること	新型コロナウイルスワクチン接種対策室 健康政策課地域医療係
	新型コロナウイルスワクチン接種医療機関等担当副参事		
	新型コロナウイルスワクチン接種運営等担当副参事		
	新型コロナウイルスワクチン接種事業推進担当副参事		
	地域医療・歯科保健担当副参事(新型コロナウイルス感染症医療担当副参事)		
	保健センター所長		

健康部組織体制

対策本部の設置【危機管理課】

・2年1月30日に国・都が対策本部を設置したことを踏まえ、区の組織的な対応方針を決定するため、2年2月3日、「新宿区新型インフルエンザ等行動計画」に基づく「新宿区新型インフルエンザ等対策本部」に準じた「新宿区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置（緊急事態宣言発令期間中は、特措法第34条第1項に基づく「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置）

対策本部会議の運営【危機管理課】

・都の対策本部会議開催や区内感染状況等を踏まえ、区の対応方針を決定するため、区対策本部会議を開催

年度	実施回数	累計
元年度	18回	18回
2年度	33回	51回
3年度	21回	72回
4年度	6回	78回
5年度	1回	79回



第79回区対策本部会議

5 類感染症移行後の体制【危機管理課】

・5 類感染症移行後、日常における感染対策は事業者等の判断で実施し、国は感染症法に基づき、判断に資する情報を提供するなど、事業者等を支援することが示されたことから、国等からの情報提供や感染状況を踏まえ、区の対応方針を決定するため、5 類感染症移行後も「新宿区新型インフルエンザ等対策本部」に準じた「新宿区新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置

コ ラ ム

～当事者の声～

本部会議の運営に携わって

(当時) 危機管理担当部長 松田 浩一

中国で発生した得体の知れない感染症が国内にも入ってきて、世間がだいぶ騒々しくなっていた。こりゃ大変だと庁内で情報共有のための課長会を開こうとしたら、区長・副区長から即座に部長会を開くよう指示された。令和元年1月29日に臨時部長会を開催したが、日に日に状況が悪くなっていき、翌週月曜日の2月3日には第1回の新宿区新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、開催することとなった。

医療面は保健所が担当するが、それ以外の区民向けの情報発信や庁内調整を本部会議で担うこととなった。手探りで進む長い長いトンネルの始まりだった。

私は、学校、保育園等の施設や職員の感染の区長への報告の窓口を行った。一時は、私の部屋の前に感染の報告をしに来る職員の列ができるほどだった。また、土日や夜間も感染の報告があり、保育園の休園など、子ども家庭部長から1日に8回連絡がきたこともあった。妻が「付き合い始めの若い男女でもこんなに連絡しないよね」と言っていた。